

## ●医療と介護の自己負担額が高額になったとき

# 高額医療・高額介護 合算療養費制度

後期高齢者医療制度、国民健康保険などの医療保険と介護保険では、1か月ごとの自己負担限度額が設けられていて、この額を超えて負担した額は、高額療養費や高額介護サービス費として支給されています。  
しかし、医療費と介護サービス費の両方を負担している場合、世帯の負担が大きくなってしまうことから、その負担を緩和するためにこの制度が新設されました。

### 制度の概要

一定の期間内に医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が算定基準額を超えた場合に、超えた額を支給します。

### 対象期間

8月1日から翌年の7月31日までの1年間。

ただし、今年度は平成20年4月1日から適用となるため、対象期間が1年4か月となります。  
なお、医療費や介護サービス費が

8月以降に集中するなど、平成20年8月1日からの1年間で算定したときの支給額が多くなる場合は、その期間で算定します。

### 合算される範囲

毎年7月31日(基準日)現在、加入している医療保険の世帯単位で、過去1年間に医療費と介護サービス費の両方を負担した場合に合算します。

ただし、住民登録上は同じ世帯でも、加入している医療保険が異なるときは別世帯となり、合算できません。

ん。

なお、入院時や施設入所時の食料代や差額室料など、保険適用外の負担額は該当になりません。

合算療養費は、左ページの計算方法を参照してください。

### 申請手続き

後期高齢者医療制度または岩見沢市国民健康保険に加入している方で、支給の対象となる被保険者の方には、後日、申請に関するお知らせを送付しますので、手続きをしてください。

ただし、次に該当する方は申請に関するお知らせを送付することができない場合があります。  
平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に、

- 他の市区町村から転入してきた方
- 他の医療保険から後期高齢者医療制度または岩見沢市国民健康保険に移った方

これらに該当する方は、前住所の市区町村、または以前に加入していた医療保険および介護保険からの自己負担額証明書などが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

なお、全国健康保険協会(協会けんぽ)など、他の医療保険に加入している方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

### 問合先

#### 【後期高齢者医療】

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎(011)290局5601

または、市高齢・介護室医療給付係

#### 【国民健康保険】

市健康推進課国保係

#### 【介護保険】

市高齢・介護室介護保険係

# 高額医療・高額介護合算療養費の計算方法

## 医療費の自己負担額（1年分）

同じ医療保険制度に加入している世帯全員に高額療養費制度を適用した後の自己負担額

国民健康保険に加入している70歳未満の方の自己負担額は、1か所の医療機関（総合病院などは診療科ごと）で、1か月に21,000円以上負担したものが対象。



## 介護保険の自己負担額

（1年分）

高額介護サービス費制度を適用した後の自己負担額

## 合算額が

下表の算定基準額を超えた額を支給

（超えた額が500円以下の場合、支給の対象となりません）

### 後期高齢者医療保険の被保険者、国民健康保険の被保険者（70歳～74歳の方）

負担区分	算定基準額
被保険者証または高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている方	67万円（89万円）
世帯全員が住民税非課税の方（区分）	31万円（41万円）
世帯全員が住民税非課税で下記のいずれかに該当する方（区分） <ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯全員に所得がなく、公的年金の受給額が80万円以下</li> <li>●老齢福祉年金を受給している方</li> </ul>	19万円（25万円）
上記以外の方	56万円（75万円）

### 国民健康保険の被保険者（70歳未満の方）

負担区分	算定基準額
基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯	126万円（168万円）
世帯全員が住民税非課税の方	34万円（45万円）
上記以外の方	67万円（89万円）

（ ）内の金額は、平成20年4月から平成21年7月までの1年4か月の基準額です。

## 北海道後期高齢者医療広域連合による

## 住民説明会のお知らせ

後期  
高齢者  
医療

後期高齢者医療制度の内容や平成22年度からの新しい保険料率の説明会が行われます。

日時 1月13日(水) 午後2時～4時

会場 自治体ネットワークセンター 4階マルチメディアホール（有明町南1）

定員 260人（申し込みの必要はありませんが、定員を超えた場合、入場を制限することがあります）

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎(011)290局5601

または、市高齢・介護室医療給付係